

O S I 実装規約 : L A N 下位層
— C S M A / C D ・ プロファイル (T F . 7 1 1) ,
トーカンバス・プロファイル (T F . 7 1 2) —

6U-4

1. はじめに

(財) 情報処理相互運用技術協会 (INTAP)において、当WGはLAN下位層及び中継機能のO S I 実装規約(機能標準)の開発を行なっている。本年4月に、この成果の一部をJ I S X 5 0 0 3 参考^[1]として公開した。本稿では、LAN下位層実装規約で規定するC S M A / C D 仕様LANに対応したT F . 7 1 1 プロファイルとトーカンバス仕様LANに対応したT F . 7 1 2 プロファイルについて述べる。

2. T F . 7 1 1 / T F . 7 1 2 プロファイル

J I S 参考LAN下位層実装規約で規定されるC S M A / C D 仕様LANに対応したT F . 7 1 1 プロファイルとトーカンバス仕様LANに対応したT F . 7 1 2 プロファイルを図1.1と図1.2にそれぞれに示す。

T F . 7 1 1 / T F . 7 1 2 プロファイルの作成にあたっては、T F . 7 1 3との相互運用を実現するために、L L C 副層以上は共通の仕様を実装している。すなわち、トランスポート層、ネットワーク層、L L C 副層はそれぞれコネクション型トランスポートクラス4、コネクションレス型ネットワークプロトコル、L L C タイプ1としている。これらの層ではL L C 副層のP D U 最大長をT F . 7 1 1 では1 5 0 0 オクテット、T F . 7 1 2 では8 1 7 4 オクテットとすること以外にはT F . 7 1 1 / T F . 7 1 2 プロファイルに固有の規定はない。

3. T F . 7 1 1 / T F . 7 1 2 プロファイルMAC副層

(1) T F . 7 1 1 プロファイルMAC副層

T F . 7 1 1 プロファイルMAC副層では、I S O 8 8 0 2 - 3 をもとにしており、特に規定するオプションはない。

(2) T F . 7 1 2 プロファイルMAC副層

T F . 7 1 2 プロファイルMAC副層では、I S O 8 8 0 2 - 4 をもとにしており、次の点についてオプション、パラメータ値の選択などを規定している。

① 優先機構

リアルタイム性を要求されるLANを考慮し実装必須/使用任意とした。優先機構を使用しない局は最高優先に相当するアクセスクラス6を使用して送信しなければならない。

I N T A P 高速高機能ネットワーク規約WG

太刀掛 伸一 佐藤 勝幸 井上 義高 坂本 秀紀
(三菱電機) (三菱電機) (立石電機) (日本電気)

② 即時応答機構

T F . 7 1 2 プロファイルではL L C タイプ3を採用していないので、RWRフレームに応答する即時応答機構のオプションは採用しない。

③ 遅延時間の表示

適当なslot_time値を算出するため、装置の遅延時間情報を明示する必要がある。遅延の正確な値が不明な時には上限値を明記しなければならない。

④ パラメータ値

次のパラメータ値はローカルマターとした。

slot_time, target_rotation_time(0)/(2)/(4)/(RM), ring_maintenance_timer_initial_value, hi_pri_token_hold_time

トランスポート層	ISO 8073 ISO 8073/AD2	クライアント
ネットワーク層	ISO 8473 ISO 9542	CLNP ES-IS [†] ノード
データリンク層	L L C 副層 M A C 副層	ISO 8802-2 ISO 8802-3 タイプ1 CSMA/CD
物理層		ISO 8802-3 10BASE5 又は ISO 8802-3/DAD1 10BASE2

図1.1 T F . 7 1 1 プロファイル

トランスポート層	ISO 8073 ISO 8073/AD2	クライアント
ネットワーク層	ISO 8473 ISO 9542	CLNP ES-IS [†] ノード
データリンク層	L L C 副層 M A C 副層	ISO 8802-2 ISO 8802-4 タイプ1 トーカン・リング・バス
物理層		ISO 8802-4 10Mbps [†] ハーフ [†] ハーフ 又は IEEE 802.4 Draft J 5Mbps [†] ハーフ [†] 単一チャネル位同期F S K
メディア		ISO 8802-4 アノード [†] バンド [†] ケーブル 又は IEEE 802.4 Draft J キヤリバ [†] ケーブル

図1.2 T F . 7 1 2 プロファイル

O S I Implementation Specifications : LAN Lower Layers
-CSMA/CD Profile(TF.711), Token Bus Profile(TF.712)-

Sinichi TACHIKAKE Katsuyuki SATOH Yoshitaka INOUE Hidenori SAKAMOTO
Mitsubishi Electric Mitsubishi Electric Tateishi
Corporation Corporation

NEC Corporation

4. TF. 711/TF. 712プロファイル物理層

(1) TF. 711プロファイル物理層

① 10BASE5物理層

・TF. 711-10BASE5プロファイルにおけるAUIインターフェースの回路CO及び回路CIによるCS1のオプションは実運用上悪影響を及ぼさないため採用しないこととした。

・活線挿抜

AUIの活線保守が必要な場合にはMAUのVP回路の突入電流は図2に示す規定範囲を守ることを推奨した。なおMAUの電源回路などの設計の相違で図2の規定のような突入電流特性にならない場合や、MAUまたはDTEまたは双方が図2の規定を満足しないならば、AUIの突入電流について個別に検討が必要である。

② 10BASE2物理層

・TF. 711-10BASE2プロファイルにおける相互接続インターフェースはMDIのみとし、AUIを相互接続インターフェースにすることはローカルマターとした。

・メディアは、RG-58A/UまたはRG-58C/U相当の同軸ケーブルを使用することとした。

(2) TF. 712プロファイル物理層

① ブロードバンド物理層

・ヘッドエンド変調器の受信信号レベルの評定精度は±2dB以内とし、またこの評定機能の使用は必須とした。

・ヘッドエンド変調器以外の他のすべての装置における、変調信号を伝送あるいは停止する機能、受信信号源の選択機能のオプションは使用しない。

・送信と受信チャネルの選択については、手動の実装を必須とした。物理層エンティティの局管理インターフェースを通じてのコマンドもしくは、手動と局管理インターフェースコマンドの両方の実装は任意とし、使用は折衝とした。局管理インターフェースコマンドによる送信と受信チャネルの選択はISOで規定されるまではローカルマターとすることとした。

・周波数チャネル配置は日本国内でまだ決定されていないため、ローカルマターとした。

・データ信号速度に関しては、基本標準では、1メガビット/秒、5メガビット/秒、10メガビット/秒が規定されているが、広く実用化されている10メガビット/秒を採用した。

② キャリアバンド物理層

・TF. 712キャリアバンドプロファイルの物理層及びメディアにおいて、基本標準としてIEEE802.4 Draft Jを採用している。理由としては、位相同期FSKバスのキャリアバンドにおいても、IEEE 802.4-1985がISO 8802-4として制定されているが、現在のISO版の位相同期FSKバス仕様では相互接続性が十分に保てない。従ってTF. 712キャリアバンドプロファイルでは、当面は、将来ISO規格になると思われるIEEEの改訂版であるIEEE 802.4 Draft Jを採用することとした。

・再生中継機能、送信の許可と禁止、受信信号源の選択のオプション機能の実装は任意であるが、運用に影響は及ぼさ

ないため、使用はしないこととした。

・メディアも含めた物理層として5メガビット/秒の单一チャネル位相同期FSK方式を採用する。

・ドップケーブル長は50メートル以下とした。

5. おわりに

JIS参考LAN下位層実装規約の内、CSMA/CD仕様LANに対応したTF. 711プロファイル及びトーカンバス仕様LANに対応したTF. 712プロファイルについて述べた。TF. 711/TF. 712プロファイルは、相互運用性について十分に検討がなされており、これに準拠すれば相互運用性の確保された有用なLANを構成することが可能である(TF. 712プロファイルについては相互接続実験での正当性/有効性を確認している)。

謝辞

実装規約の開発に当たり、ご指導、ご協力いただいた関係各位に感謝致します。なお、本実装規約は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託を受けINTAPが研究開発を行なっている、通信産業省工業技術院大型プロジェクト「電子計算機相互運用データベースシステム」の成果である。

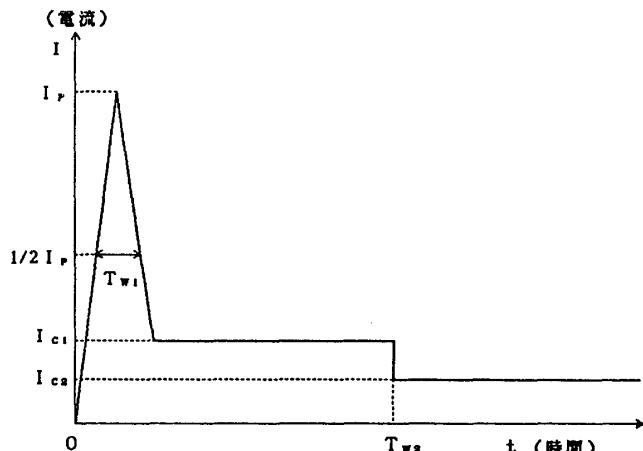


図2 AUI突入電流規定範囲(MAU)

図2における各パラメタは以下のとおりとする。

$$I_p \times T_{w1} = 2 \text{ミリクーロン}$$

$$I_{c1} = 1 \text{アンペア}$$

$$T_{w2} = 1 \text{秒}$$

$$I_{c2} = 0.5 \text{アンペア}$$

参考文献

- [1] JIS X 5003参考 LAN下位層実装規約,
1989年4月